三　国民年金の保険料の納付に関する処分に係る申請等に係る事実についての審査に関する事務
当該申請等に係る保険料の納付義務者に係る次に掲げる情報
イ　市町村民税に関する情報
ロ　住民票に記載された住民票関係情報
四　国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金の徴収に関する事務　当該保険料の納付義務者に係る前号イ及びロに掲げる情報

第二十六条の四　法別表第二の五十の項の主務省令で定める事務は、国民年金の保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。
一　生活保護実施関係情報
二　雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

第二十八条第一号中「次に」を「住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅（以下この条において「改良住宅」という。）の入居者又は同居者（以下この条において「入居者等」という。）に係る次に」に改め、同号イ中「住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅の入居者又は同居者（以下この条において「改良住宅入居者等」という。）に係る」及び「その」を削り、同号ロ中「改良住宅入居者等に係る」を削り、同条第二号中「前号」を「改良住宅入居者等に係る前号イからホまで」に改め、同条第三号中「申込み」の下に「（以下この条において「入居の申込み」という。）」を加え、「第一号」を「入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからホまで」に改め、同条第四号中「第一号（ニを除く。）」を「改良住宅入居者等に係る第一号イからハまで及びホ」に改め、同条第五号中「第一号（ニを除く。）」を「改良住宅入居者等、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからハまで及びホ」に改め、同条第六号中「第一号（ハを除く。）」を「改良住宅入居者等に係る第一号イ、ロ、ニ及びホ」に改め、同条第七号及び第八号中「第一号」を「第二号」に改め、同条第九号中「の申請」を削り、「第一号」を「第二号」に改め、同条第十号中「第一号（ハを除く。）」を「第六号」に改める。

第三十一条第一号ロ中「児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報」を「児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。）」に改め、同号ニ中「額の認定の」を削り、「扶養義務者」を「当該者と生計を同じくする扶養義務者（当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下の二条において同じ。）」に改め、同条第三号及び第五号ニ中「扶養義務者」を「当該者と生計を同じくする扶養義務者」に改める。

第三十四条第二号を削り、同条第一号中「又は市町村民税」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
一　母子及び父子並びに寡婦福祉法第十五条第二項（同法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。）の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十一条の特例児童扶養資金の貸付けを受けた者に限る。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第三十四条に次の一号を加える。
三　母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第六条の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る道府県民税に関する情報

第三十五条第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「道府県民税又は」を削る。

第三十六条第一号イ中「若しくは当該者と同一の世帯に属する者」を削り、同条第二号中「（同法」を「又は第三号（これらの規定を同法」に改め、同号イ中「若しくは当該者と同一の世帯に属する者」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。
ハ　当該申請を行う者に係る雇用保険法第六十条の二第一項の教育訓練給付金の支給に関する情報

第三十六条に次の一号を加える。
三　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第三十九条第一号中「母子保健法」を「当該徴収に係る母子保健法」に改め、同条第三号中「又はその」を「、当該被措置未熟児の」に改め、「扶養義務者」の下に「又は当該被措置未熟児と同一の世帯に属する者」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。
三　被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二　法別表第二の七十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　地方公務員災害補償法附則第八条第一項の年金である補償の調整に関する事務　厚生年金保険法又は国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
二　地方公務員災害補償法附則第八条第二項の休業補償の額の調整に関する事務　厚生年金保険法又は国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二　法別表第二の七十八の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法第三十七条第八項の傷病手当の支給の調整に関する事務とし、同表の七十八の項の主務省令で定める情報は、同条第一項の認定を受けた受給資格者に係る次に掲げる情報とする。
一　健康保険法第九十九条又は第百三十五条の傷病手当金の支給に関する情報
二　船員保険法第六十九条の傷病手当金又は同法第八十五条の休業手当金の支給に関する情報
三　国民健康保険法第五十八条第二項の傷病手当金の支給に関する情報
四　地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償の支給に関する情報

第四十二条中「第百十五条第十八号の障害者雇用促進助成金」を「第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金、同令第百十五条第十八号の障害者雇用促進等助成金及び同令第百三十八条第二号の三の障害者職業能力開発助成金」に、「同項」を「同表の七十九の項」に改める。

第四十三条第五号ロを削り、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。
イ　当該保険料を課せられる者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

第四十三条第五号に次のように加える。
ハ　当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第四十三条の次に次の二条を加える。

第四十三条の二　法別表第二の八十一の項の主務省令で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給の調整に関する事務とし、同表の八十一の項の主務省令で定める情報は、被保険者に係る次に掲げる情報とする。
一　船員保険法第二十九条第一項の保険給付の支給に関する情報
二　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報